平成２２年（フ）第１７４１号
東京都中央区月島２丁目７―12
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５号
滋賀県大津市昭和町４―12
債務者　村上　義一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４７号
広島県尾道市防地町６―８
債務者　正地　　博
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５０号
愛知県豊川市新道町１丁目２―７―203
債務者　神尾　章子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５１号
埼玉県八潮市大字柳之宮181―５―102
債務者　アブリティル　ジーナ　カニヤレス
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５２号
東京都足立区西新井栄町３丁目８―２
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４号
栃木県佐野市植下町4001番地１　ファミリーフィールドアライ103
債務者　松本　洋吏
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２９号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3407番地８
債務者　町田　賢次
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０号
栃木県大田原市住吉町１丁目４番20号
債務者　髙橋　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地66
債務者　鈴木　　惇
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第８６１号
栃木県真岡市久下田1902番地
債務者　山下まどか
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２号
栃木県鹿沼市下南摩町103番地５
債務者　森田三千夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３号
栃木県宇都宮市桜３丁目４番16号　関屋アパート２Ｆ、前住所広島県広島市安佐北区落合南１丁目28番11号
債務者　米田　靖彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７号
栃木県鹿沼市寺町1346番地
債務者　早川　　勤
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８号
栃木県宇都宮市宝木本町1142番地50　サクラコーポ２　101号
債務者　秋元　澄夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１号
栃木県那須塩原市下永田１丁目1006番地10　ウィステリア西那須野303号、前住所栃木県大田原市中野内807番地
債務者　綱川亜希子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係